

② おむつ代の医療費控除  
6か月以上寝たきり状態にあり、尿力・尿力・尿力の使用などで、治療上おむつの使用が必要な方は、おむつ代について医療費控除を受けることができます。

| 控除額       |      |       |
|-----------|------|-------|
| 本人が障害者の場合 |      |       |
|           | 障害者  | 特別障害者 |
| 所得税       | 27万円 | 40万円  |
| 住民税       | 26万円 | 30万円  |

| 扶養親族・配偶者が障害者の場合 |      |       |      |
|-----------------|------|-------|------|
|                 | 障害者  | 特別障害者 |      |
|                 |      | 同居以外  | 同居   |
| 所得税             | 27万円 | 40万円  | 75万円 |
| 住民税             | 26万円 | 30万円  | 53万円 |

① 高齢者の障害者控除  
介護認定を受け認定基準を満たしている場合、障害者手帳を取得している場合でも障害者控除が適用されます。

受けられる控除は2種類



確定申告時に必要な書類を添付することで、税控除を受けられる場合があります。対象の方は、お早めに申請手続きをお願いします。

## 税

介護保険に関する税控除があることをご存じですか？

問 高齢者介護課

☎57-8510

▼申請手続きに必要なもの

- ・申請者の本人確認書類
- ・対象者の介護保険被保険者証

■添付する書類をもらうには  
高齢者介護課で申請手続きをお願いします。判定後、書類を郵送します。

・おむつ代の領収書

■確定申告時に添付する書類  
障害者控除を受けるとき  
障害者控除対象者認定書  
医療費控除を受けるとき  
おむつ使用証明書(医師発行)または  
おむつ代医療費控除証明書  
※初めての時は、6か月以上の認定期間が必要です。また、その期間に係るおむつ代のみが控除の対象になります

## CLOSE UP INFORMATION

×国保が使えない場合  
次のような場合は施術費用が全額自己負担となります。  
・日常生活における疲れや肩こり  
・スポーツなどによる肉体疲労  
・脳疾患後遺症などの慢性病  
・神経痛、リウマチ、慢性関節炎  
・加齢による腰痛等の体の痛み  
・交通事故の場合  
・労災保険の対象となる負傷

○国保が使える場合  
急性または亜急性(急性に次ぐ)の外傷性傷病の場合。  
・打撲やねんざ、挫傷(肉ばなれ等)  
・骨折、脱臼の応急処置  
・医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術

国保が使える場合、施術費用が全額自己負担となりますので、施術を受ける前に国保が使えるか確認しましょう。初診時には、負傷原因を正確に伝えてください。



接骨院・整骨院などにかかるときは、施術を受ける前に国民健康保険が使えるか確認しましょう。

## 国保

接骨院・整骨院にかかる前に  
まずチェック!

問 市民保険課 ☎57-8506

■注意事項  
療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に保険請求を委任するものです。記載内容を確認し、本人が署名をしましょう。  
▼医療費通知で受診内容(金額と日数)を確認しましょう。また、領収書は高額療養費・医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管をお願いします。  
■適正給付にご協力ください  
国民健康保険では、医療費の適正な給付に努めています。  
請求内容に誤りがないかを確認するために、市から負傷原因や施術内容について、文書や電話などでお問い合わせすることがありますので、ご協力ください。

# STOP 高齢者虐待

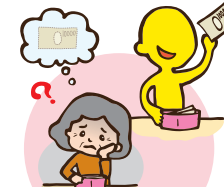
■地域包括支援センター ☎57-8511

## 高齢者虐待の5つの種類と具体例



### 身体的虐待

たたき・蹴るなどの暴力行為や、ベッドに縛りつける など



### 経済的虐待

年金や貯金を無断で使用する・財産を勝手に処分する など



### 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をする・させる など



### 心理的虐待

怒鳴る・ののしる・無視する など



### ネグレクト

介護や世話をしない・食事を与えない・入浴させない・必要な受診をさせない など

## 高齢者虐待がおこる背景

高齢者虐待は、さまざまな要因が重なり合って発生するものです。表面上の行為のみにとらわれず、その背景にある要因を探り、状況を正確に把握することが大切です。

### 社会環境などの要因

- ・家族や周囲の人の介護に対する無関心
- ・老老介護や単身介護の増加
- ・希薄な近隣関係、社会からの孤立
- ・ニーズに合わない介護サービス

### 人間関係

折り合いの悪さ・精神的依存・経済的依存

#### 高齢者

- ・認知症による言動の混乱
- ・身体的自立度の低さ
- ・人格や性格
- ・疾病や障害

#### 養護者(介護者)

- ・介護疲れ
- ・人格や性格
- ・疾病や障害
- ・介護に関する知識不足
- ・排泄介助の困難
- ・生活苦

## 虐待



## 身のまわりやご自身に心当たりありませんか？



### 高齢者

- ☐ 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある、不自然なアザがある。
- ☐ 年金等のお金があるのに生活費の支払いができない、本人が希望しているのに必要な介護保険サービスを使っていない、病院受診をしていない。
- ☐ 不自然に空腹を訴えることが増える、寝具や汚れたままの衣類を身に着けている。



### 養護者(介護者)

- ☐ 高齢者に対して冷たかったり無関心な自分がいる。
- ☐ 介護や世話にひどく疲れている。
- ☐ 介護や世話には自分なりのこだわりがある。
- ☐ 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をしてしまう。

→ 地域包括支援センターにご相談、ご連絡ください。